

参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和三十六年三月二十八日(火曜日)
午前十一時七分開会

委員の異動

本日委員武内五郎君辞任につき、その補欠として松永忠二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 増原 恵吉君
- 理事 小林 武治君
鍋島 直紹君
鈴木 壽君
- 委員 小柳 牧衛君
西郷吉之助君
館 哲二君
湯澤三千男君
秋山 長造君
松永 忠二君
- 政府委員 藤井 貞夫君
- 自治省行政局長 藤井 貞夫君
- 事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員
- 説明員 文部省初等中等 今村 武俊君
教育局地方課長 今村 武俊君
自治省行政局長 今枝 信雄君
公務員課長

委員の異動

本日委員武内五郎君辞任につき、その補欠として松永忠二君を議長において指名した。

本日付をもつて委員武内五郎君が辞任され、その補欠として松永忠二君が委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日付をもつて委員武内五郎君が辞任され、その補欠として松永忠二君が委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) まず、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。— それではこの質疑は次回に譲ります。

○委員長(増原恵吉君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

○秋山長造君 自治省と文部省と両方へお尋ねしたいのですがね、問題は、市町村の教育長の恩給通算の問題についてなんです。その法律関係は、ちょっと私も調べてみたんですけども、なかなか法律がややこしくてわからぬのですがね、率直に言って、具体的な例を申し上げて、そしてお答えをいただきたいと思っております。

三十四年の法律改正で、恩給権のついてる公務員をやめて、市町村の教育長になった人が教育長をやめた場合、恩給が通算されるということになっておる。ところが、その結果、特に町村の教育長の場合ですが、町村の教育長の場合には係給が非常に低いために、通算されるために、恩給の計算のときに不利な結果になってくるので

すね。ずいぶんその犠牲者が町村にはあると思うのです。それからまた、このままほうっておきますと、やはり町村なんかの教育長に、しかるべき人材が得られなくなるのじゃないかということも懸念されるのです。そういう問題を自治省なり文部省なりで、どの程度につかんでおられるかどうか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 具体的なケースにつきましては、あるいは文部省で把握しておられるかと思ひますが、一般的に私からまず御説明を申し上げておきたいと思ひますが、事柄はきわめて技術的でございますので、その点あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。いろいろなケースがございますが、初めのケースといたしましては、御本人がすでに恩給法の普通恩給を得ておられて、それでもって教育長になったというケースが一つあるのではないかと、この場合においては、恩給法自体はすでに裁定をされておりますので、これはむしろそのまま持統をして参りまして、これは消えませんが、ただその場合におきましても、その後の差額の退職年金といふものの算定につきまして、教育長をやめられるときに受けておられる係給といふものが少なうたために、差額年金自体がゼロになってしまうという場合もこれはあり得るわけでありまして、そういう場合は、実は掛金と申しますか、納付金自体が掛け損になってしまふということも出て参るかと思ひます。ただ、この場合は、最低限、普通恩給はそのままです

と存続して参りますので、なお不合理は不合理としてございませうと思ひますが、それほど耐えがたいものではないのではないかと、いふふうな想像されるわけでありまして、それからその次に、まだ恩給法の準用は受けておられるけれども、恩給年限に達しないので市町村の教育長になったという場合があると思ひます。この場合は、年金自体はまだ発生をいたしておりませんから、具体的に言つての不均衡なり不合理といふものは、目には立たないわけでございますけれども、それでもなお最終の係給額といふものが、教員であったときよりも下がるということになりますと、いわば教員でありましたときであれば当然受けるであろうといふふうな考えられます期待権を下回つた年金額が裁定をされるということになって参ります。期待権がそこなわれるという意味でここにも問題があるかと思ひます。

それからもう一つは、これはただいまではございませぬが、来年度あたりだんだん出て参ると思ひますが、県の条例に基づきます退職年金といふものが市町村に移つておられるこれらの人という場合があり得るわけでありまして、この場合におきましても、当然市町村の教育長として受けておられます係給といふものが基礎になつて参りますために、非常に不利な結果になると思ひます。これははっきり言えると思ひます。私たちがいたしましては、ここに問題のあることは承知をしないわけではなかつたのでございませぬ。ただ、この通算措置自体が非常に技術的に困難ではございませぬけれども、現実の問題として、果相互間あるいは国と県の関係、さらには市町村、なにかんずく義務教育職員との通算関係といふものはぜひともやはり実現をしなければならぬという合理的な理由がございまして、各方面からの熾烈な御要望もございまして、通算の措置を実は開いたのであります。その限りにおいては、一歩前進だと思つておられますけれども、ただいまお述べになりましたような点について問題があるということとは、これは私たちが認めておりました。この点は何かしたいと考へておつたのであります。ただ、途中でいろいろやりますことにつきましては、技術的にもかかなり困難が伴うという点もございまして、私たちがいたしましては、統一した地方公務員の退職年金制度が実施されます際に、これを一挙に解決をして参りたい、かように考へていたわけでありませぬ。ところが、統一した退職年金制度の実施が遺憾ながら諸般の事情のために延びて参つておりますので、その点の解決がございまして、それらの点を統一年金が実施されますまでごしんぼう願ひたいと思ひます。非常に多くて、やはりその措置を講ずる方がよいのであるかどうかということにつきましては、具体的な事情をもう少し検討いたしまし

た上で、文部省とも御相談の上に結論を出したいと、かように考へておるのであります。市町村の教育長の俸給自体をそう一挙に上げるといふこともなかなか他との均衡もあつてむづかしいといふことになりまするならば、少なくとも教育長として勤務になるその間に掛けられた掛金が掛け捨てにならないように、あるいはその勤務された年限というものが、言葉が悪いようでありますが、むだ働きにならないように、その分については加算の制度を認めていく、従来の、既存の恩給なり何なりでもってきまされたものはそれを基礎にしまして、その後のものについては、年限に応じて加算制度をとっていくという方法を講じますならば、そこにある程度御満足いただける、不合理をなくするといふ方向で事が解決できるのではないかとこのうふううに考へておりました、その方向で検討を続けておる次第でございます。

○説明員(今村武俊君) 秋山先生のおっしゃったようなケースは私も具体的に承知しているわけでございます。内容は、藤井局長が三つに分けて説明されたようなケースがあるわけでございますが、非常に心配しますようなケースが実は思ったほど多くはない、と申しますのは、教育長が再任されたケースが非常に多いからでございます、新しく学校の校長から教育長になってくるという事態が、去年、これと多く起りますならば、具体的な不満が相当起ってくるはずであつたのであります、従来からの恩給をもちまして教育長をやっている人が再選されたようなケースが多かつたために、具体的に困っている人が思ったほど

多くはないわけでありまして。と申しましても、現実には秋山先生の指摘されるようなケースが個々ではございますが起きておりますので、それをどのよう解決するかという問題に達着していただくわけでございますが、その方向としては、藤井局長がおっしゃったような統一した退職年金制の実現の時期に一挙に解決したいということ、文部省でも福利課なり、私の方を中心にして検討している段階でございます。

○秋山長造君 あれは通算の改正をやったとき、あのときの通算をやった理由、今、局長がおっしゃるよう、合理化するということだつたのだらうと思ふが、その半面、文部省あたりでは、市の場合、これはかなり俸給が高いからあまり問題はないと思ふが、町村の場合もやはり教育長の地位を高めるということもあつて、俸給もかなり引き上げるということを前提にして通算するということを考へられたんじゃないかと思ふ、ということに僕は承知しておつたんですが、さうですか。

○説明員(今村武俊君) 方向としてはさうなことであつたわけでございます。市町村教育長の給与に對しまして三分の一の国庫補助を出すというの、教育長の給料を高めて、そして公的な勤務年数がそれぞれ通算されることになると御本人のためにも有利である、さういふ判断があつたわけでございますが、しかし、町村長や助役、収入役とのバランスもございまして、なかなか一挙に学校の校長よりも給料が上がる、あるいは同等な程度を維持することさえも現実の問題としては非

常にむづかしいわけでございます。従つて、そのような、御指摘のような困つた問題が若干起きてきておるのが現状でございます。

○秋山長造君 だから結局、その俸給が、通算措置と並行して改善されさえすれば、それはもう問題はないので、もう法律に書いてある通りの優遇措置にこれはなつたと思ふのだけれども、なかなか町村あたりの教育長の俸給なんか、今の課長の話の通りで特に校長上りの教育長なんか使う場合は、町村議会なんかでもまあ臨時役員に一つサービスしてくれといふようなことで、一万円か一万円少々ぐらいな、手当ぐらいなところで使つてますね。だから、さういふ人が教育長を勤めるといふことは、何でしよう、ほんとうに實質的な相当なサービスでもあるわけですから、それがその教育長をやつたばかりに、かえつて恩給の計算のときに損をするといふようなこと。例は少ないですが、私はさういふ話を聞いておつてさういふ話を聞くのですが、

○説明員(今村武俊君) ついこの前、昨年の暮れでございまして、十月のころ、教育長が再任される時期にあつたわけでは、さういふ不安が非常に多かつたのでございまして。多くの人がかわるだらうといふ見通しでございまして、それからまた将来の問題として、そのさうなことになるにまつたのは困るといふ一般的な理論上の問題として不安が多過ぎました。しかし、現実に再選されたところでは、割りに少なかつたといふことと、それか

らもう一つは、さういふ議論が出される場合に、一つの誤解がございまして、それは教員と教育長を通じた年限、その年限を基礎にして恩給が計算される。そして低くなつた方の給料で、最終のときの給料で、恩給が計算されるのだという原則だけが理解されて、そして校長をやめるとききの給料で、校長をやめた以降の年限を切り捨てるならば、それ以前の年限と校長をやめるとききの給料、その二つを基礎にして計算し、高い方のよりいい方の給料といひますか、通算した一番長い年限で計算した場合よりも、校長をやめるとききの給料と、それ以前の勤務年限を基礎にしてきめた恩給と比べて、あとの方がいいならばあつたといひますか、高い給料を基礎にした方がいいなら、さういふ方を取れることもあるんだといふことが理解されておらなかつたために、非常に不安の方が多く増して、あたりにだんだん理解されるに従つて、私どもの感じとしては、現実の不満はだいぶ少なくなつたように感じております。

○秋山長造君 高い方で計算することも自由にできるのですか。今はできないんじゃないですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 従いまして、私が申し上げましたように、今の選択といひますか、それはできませんけれども、それをやりましても、それは前のやつをそのまま確保するといふだけのことであつて、その後のやつは掛け捨てになつてしまふ、それはあるわけです。しかし、それはそれでいいといひつてしまつていいの、その点は私はやはり疑問だと思ふのです。それはさういふサービス精神でやられるといふことで、何でしよう、また、その一

般のなにとして、恩給ももらつてゐるんだから、それ以上望まぬでもないじゃないかといふ気持ちもあるのかも知れませんが、しかしそれはそれとしてやはり現実にそこへ勤務されるのですから、その分は全部掛け捨てになつてしまふ、勤めましてその恩給の關係については、それはやはりひどいじゃないか、その分についてはやはり是正措置を講ずるのが合理的じゃないかといふことで私たちは研究しておつたわけですが、それを一挙に解決したいと思つておつたわけですから、年金の方もおくれましたので、それが今に至るもおつたわけですから、

松永忠二君 関連。文部省の方ね、教育長の給与の三分の一を国は出すわけですね。さうして今現実に教育長の質的な向上もはかつて充実したいといふ考へですが、さうなつてくると、三分の一が国が出しているにもかかわらず、校長が教育長になつた場合に、それがたつと下がつてしまふ。そのために教育長は非常に年令の多い者で退職した者が、あるいは校長にもならない人が退職して、うんと安い給料でもいから教育長になる、校長経験もない者が、かつて教員であつた者が教育長になつて、市町村の教育をやつていけるわけですよ。で、私たちとしては、市町村の教育長は若い校長で、教育長になって再度また現場に帰つて校長としていくという、教育長が非常に高年令の者であつたり、全然校長経験のない全く希望の持てない人ばかりで、有為な者が、しかも、若い者が教育長になつてくれば、また現場の校

長になつてくれば、また現場の校

○説明員(今枝慎雄君) 御質問になりました両委員のケースが若干違っておりまして、前段のお話は、市町村の教育長として退職した場合に起こる問題でございます。それから市町村の教育長になられたとしても、もう一度現場の教員として復帰をされました場合には、ほとんど問題は起こらない、こう思っております。従いまして、今後定義をするということになりますと、さっきお話のございました教員として勤務をしておって年金を持っておるか、あるいは年金に達しないか、両方が市町村の教育長として就職され、そのまま退職をされる場合に、年金額が期待しておるよりも低いものになる、あるいは前に一度確定しておる恩給なら普通恩給の年額をこえてはもらえない。まあわれわれはから回りと呼んでおりますが、在職期間のから回りが生じまして、その間は掛金だけ、納付金だけが掛け捨てということになる、そういう不合理が起こってくるのでございます。そういう不合理を押えるためには、先ほど申し上げましたように通算のルールを、前の基礎になった給料額よりもあとの方が低い場合は前のものを一応基礎にいたしまして、それから加算をしていく方法をとれば、他の人と同じレベルには達することができ、一般の場合と損も得もないという形にすれば問題が解決するのじゃないか、そういうことで法律で全部それを書いて、法律施行後退職された人には全部そういうルールで過去の期間を計算し直すというふうな方法をとりたい、かように考えておったわけであり

○秋山長造君 それで解決されるだろうと思うんですが、さっきも局長おっしゃった点ですが、それまで、今のままでほうっておいてもいいかというところがやっぱり引かかってくると思うのですよ。それから去年とか、今のこととか、こういうふうな形で退職した教育長もだんだんあるわけですね。そういう人は結局泣き寝入りになっていくわけですね。少々じたばたしてみたところで大勢上どうにもならぬということでも泣き寝入りになっていく、そういうケースを僕ら知っているわけですが、ですから、統一的な退職年金制度で一挙に解決されるというのはいけっことうですけれども、それまでのつなぎ措置として何かやっぱり同じ趣旨のことを政令かなんかでやらせるということではないのですか。

○説明員(今枝慎雄君) 御質問になりました、恩給法自体の改正ということにもつながって参りまして、その間の調整をどうするかということにつきましては、今、恩給法自体はすでに国家公務員についても、共済制度が実施せられておりますので、いわば恩給法自体は既裁定者に対する恩給支給というふうなことだけで実は残っております、あとは準用の関係はございまして、そういうふうなことに参りまして、この点については、恩給局自体非常に消極的な面もございまして、それらの点もなお検討を重ねなければならぬ面が多分ございまして、これらの点につきましては、もう少し一つ研究の期間を与えていただきたいというものが、私たちの考え方でございます。

○秋山長造君 ただ、この恩給法をいじくことは、おっしゃる通りなかなか問題が大きくなると思うのですけれども、そこまではしないで、前段の政令を改正して、この条例でやらせるといふことが一番手っ取り早いんじゃないかと私は思うんですが、ただ研究はけっこうなんですけれども、本来を言くと、三十四年の法律改正のときに、すでにこの問題は当然予想されておったわけなんです、そのときから研究なされておってしかるべきだと思っております。特に文部省あたりは、教育長は直接の管轄の問題だから、今から研究するのとは、やっぱり早急に結論を出して早急にやらなければ意味がないんじゃないかと思うのですが。

○説明員(今枝慎雄君) 確かに御指摘のような問題が起こるであろうということは、当時は実は議論になったわけではございまして、それで自治法を改正し、それに基いて政令を作る際に、この政令は昭和三十四年の三月から動いておるわけですが、その当時すでに恩給権を持っておる人については、通算をするかしないかは本人の選択でございまして、この人を、選択の余地を第一段階で残したわけでありまして、そうなりますと、この人は、一応前の恩給は恩給としてもらいながら、あとの方は全然新しく在職年が始まる、こういうことで、一度選択の余地を残せば弊害が若干でも救えるのじゃないか、こういうことで、第一段階としては選択を認めただけでございます。それで、若干救済されている方もあると思っておりますが、しかし、だんだん時間の経過とともに、現在恩給権の発生していない人あるいはその途中にある人が教育長になるといふケースが起こってくる可能性が出たわけでございます。現実にはあまりこういうことで非常に不利になるであろうという人は、具体的にわかれわれの方も正確な数字はつかんでおりませんが、全体としてはそれほど問題は起こっておらない。逆に申しますと、そういうことがあるから教育長にならないのだという逆の弊害がむしろあるのじゃないかという心配は、これは当然あるわけでございます。

○秋山長造君 法律改正をやってもいいのだけれども、そんなことを今からやるというよりも、これはもう先に不合理的をどうやって是正してやるかという問題ですからね。これは何か方法を早急に考えて下さい、自治省と文部省とで、どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 不合理のあ
る点は、先刻から申し上げております
ように、私たちが率直にこれを認めて
いるのであります。従いまして、心な
らずも年金制度というものが延びてお
りますために、その問題の解決が早く
れたというところでございますので、こ
の時点に立って、それらの下合理的に
いてどう対処するかというところにつ
きましては、問題はいろいろございま
すけれども、この問題は積極的にい
方に解決するという方向で早急に一
つ結論を出すようにしたいと思いま
す。

○秋山長造君 文部省の方は。

○説明員(今村武俊君) 藤井局長の
おっしゃったと同じような方向で努力
いたしたい所存でございます。

○秋山長造君 大体いつ頃までに結論
が出ますか。

○政府委員(藤井貞夫君) ちょっと今
ここでその期限を申し上げることは
待っていただきたいと思いますが、で
きるだけ早急ということの私たちの
態度というものが一つ御信頼を寄せて
いただきたいと思います。

○秋山長造君 じゃ、その局長の言明
を期待して待つておりますから、でき
るだけ早く結論を出して、そうしてこ
の委員会にまた御報告願いたい。よろ
しゅうございますね。

○松永忠二君 今のことは、あれです
か、たとえば退職年金法ができれば、
過去にそういういわゆる既得権を喪失
された人も遡及して既得権が発生す
る、そういうことはあるのですか。

○説明員(今村武俊君) さきに申し上げ
ましたように、新しい年金制度で今
のような不合理を是正をいたしまして

も、私どもの考えましたのは、新年金
制度が施行になっておる際に在職をし
ておる人で、過去にいろいろと経過は
あるかもしれないが、在職をしてお
る人だけを——在職しておる人です
から、制度施行後にやめた場合、やめた
場合に過去の期間振りかえってみて、
不合理があれば是正できるような制度
を考えているわけですから、それ以前
と申しますか、今日現在すでにやめて
おられる人については、さかのぼって
適用するというようなことは実は考え
ておらないわけでございます。

○松永忠二君 そうすると、全く、
さっきお話があったように、現実に解
決してもらわなければ、退職年金が
できてみたところが、既得権は、何も
権利を失ったものが復活するわけでも
ないのだから、どうしても具体的に解
決をしてもらう必要がますますあると
思うのですが、その点は一つ努力し
てもらいたいと思うのです。

それから文部省の方へは、さっき
ちょっとお話が出たのですが、また元
へ戻るといふ場合は別ですが、元へ戻
らないといふ場合には、実際上非常に
今度新しいものが出たとしても、過去
の高いところを中心にして、ただ加算
をやっていくということですから、結
果的には順調にはかかるところへ行つて
延びたということにはならないので、
教育長の——もちろん指導主事の問題
そのほかの問題はあるのですが、特に
教育長の問題はその中でも中心の問題
で、教育長については、そのために三
分の一の給与を国が出すのですから、
この点についてはやはりもう少し文部
省でも、こういうようなことがあるの
で、とにかく市町村の教育長給与につ

いての改善の努力をしていかなければ
——単にこれは技術的な問題じゃない
と思うのですよ。これが影響して内容
的に実は非常にマイナスになっている
ので、この点は今の御説明だけでは解
決したと言えないと思うのですよ。こ
ういう点はやはり文部省としては努力
をするべきだと思つて、何か特
にそういう点について対策を考えてお
られるのですか。

○説明員(今村武俊君) 私どもとい
ましては、市町村の教育長が教育行
政の末端を担当いたしましたして、非常
重要な職責を持つ、そのゆえに、その
待遇についても考慮しなければならな
いという見地で三分の一の補助を出し
ているわけですが、ただ先ほどの町
村で、当然の前提のようになってお
ります。学校の校長をやめてから、五十
五才以上になってから市町村の教育長
になり、行政の担当の職につくとい
うことが必ずしもベストではないのじ
やなからうかという疑問も、実際上の動
きを見ておりました感じておるわけ
でございます。従いまして、教育長にな
るのは学校長からでなければならぬ
という、そういう教育長が最後の落ち
つく場所でないならばならないとい
うような前提に立っての考え方は、今後
少し反省し、検討してみることがあ
るのじゃないか。つまり先ほど松永先生
がおっしゃるように、行政の担当とい
うのはやはりある程度の若さという
ものもなければ困る面があるような気が
いたします。従つて、学校の先生から
教育長になり、また学校の先生になる
というふうなルートも考えてみなければ
いけないし、また学校の先生が教育
長にならないならばならないというこ

もないわけでございますので、その点
も考えまして考慮して参りたいと思
いますが、いずれにいたしましても、
教育長の待遇改善のことにつきまして
努力いたしたい所存でございます。

○秋山長造君 それはもう校長上がり
の教育長が必ずしもベストであるかど
うか、それはおっしゃる通りだと思
うのです。それはその通りだけれども、
実際問題として、市あたりなど、それ
は何も教員上がりという狭い範囲でな
くても、いろいろな文化人もおるし、
かなりの教養を持った人もおるし、教
育長としての適任者は広い範囲にある
と思つて、ところが、いなかの町
村あたりで教育長の適任者を選ぶと
いったら、文部省が考えるほど、そ
ざらにいろいろおられないのだから、
これが落ちつく先は事実上の校長上
がりというふうなことに落ちつく場合
が多いのですよ。それは否定はできぬ
と思つて、それじゃほかの町村に、
それほどの教育長の適任者がいるわけ
じゃない、極端に言うると、いないの
だ、実際、教育長に向いたような適任
者は町村あたりにはいないのだ、だか
ら、やはり今僕の質問するような問題
が引かかってくると思つて、だ
から文部省の方でも理想は理想とし
て、やはり町村の実態をもう少しよく
つかんで、現実的な解決をつけてや
ってもらいたいと思つて、

それからもう一つは、さっきの公務
員課長のさかのぼらないというお話
ですが、これもさかのぼらないというこ
とになると、松永委員のお話のよう
に、それは一日、一日解決が延びるに
従つて、ますます不利なまままで泣き寝

入りしておる人がどんどんふえていく
わけです。それから一番いいことを言
うと、三十四年に法律改正をやつた
きに、すでにその反面の法の不利に泣
き寝入りをする人が当然予想されるわ
けです。だから、その不利を是正する
という措置を講じます以上は、少なく
とも当然法律改正のときに予想された
三十四年度くらいまでは、何とかさ
かのぼって適用するというところを考
へべきじゃないですか。この点はどう
ですか。

○説明員(今村武俊君) 先ほど申し上
げましたように、制度上に欠陥がある
ということ御指摘の通りでございます
が、現実にはそういうことで非常に不
利な状態になったという具体的な人
は私どもはつかんでおりません。先
ほど申し上げましたように、逆の意味
において、そういう事態が比較的少な
いのではないか。こういうことにな
らないといふようなことでございま
す。そこで、文部省と相談いたしまして、
現実にはそういう人が相当多数ある
といふのであれば、これはおっしゃる
ように、年金制度のことでございま
すから、過去にさかのぼって、有利な改正
でございますから、さかのぼるとい
うことが制度上できないわけじゃござ
いません。そういう事態をよく見きわ
めまして、一体いつからこの制度を変
えるかという点については、先ほど申
上げました検討の中に入れて、よ
く調べてみたいと思つて、

○秋山長造君 それはぜひ実態を十分
調べて下さい。それで、何だつたら僕
も幾つか、その実例を持ち込みます
よ。だから、そのさかのぼるといふ点

も含めて一つ早急に御検討願います。それから今村課長が見えておるから、ついでにもう一つお伺いするのですが、それは例の教員の場合、専攻科です、専攻科に行つた期間が、恩給法の計算の場合、はずされますね、これを何とか是正する方法というものを文部省で考えられたことはないのですか。

○説明員(今村武俊君) 今日はその質問を期待しておりませんでしたので、詳しい年次は忘れておりますが、昔、師範学校の生徒から学校の先生をやつて、師範学校の専攻科に一年入り、専攻科を出てまた教員になるといった場合に、その専攻科の左学期間は休職にして、恩給年限では半年分に計算をするという制度があつたわけでございますが、現在の各都道府県の措置を調べてみますと、教員の途中から他の上級学校に行くような場合は、退職して、そうして全然ブランクになつておる形が通例でございます。非常に少ない原がその間を休職にすることができるといったような扱いをしております。国家公務員の場合も、そういう場合は休職にするような扱いに人事院規則でなつたと思ひます。それこれバランスを考へてみますと、専攻科の一年間を半年の休職期間に扱つておる、そして専攻科を出ました者は、その後相当に優遇されてはいたはずでございますし、御本人もまた相当な誇りをもつて勤務についておるわけでありませう。従つて、そういうことを考へて、今までとられてきた制度あたりが、いゝところじゃないか、こゝういつた感想を持つております。

○秋山長造君 ここに経験者がおられるけれども、別に専攻科を出たから特別に優遇されたことはないと言つておる。

これはほかの学校に行つた場合と違ふのじゃないですか。専攻科というのは、その当時は文部省あたりも大いに専攻科に行くことを奨励をしたはずでしてね。だから、やっぱり恩給年限の場合には、何かそれははずしてしまふということになつて、便法を考へるべきじゃないでしょうか。

自治省で、自治大学へ行つていませう、地方の職員が、あれはどうなんですか。自治大学に行つてゐる間は、どういふことになつてゐるのですか。

○説明員(今村武俊君) 都道府県、市町村の職員が自治大学校に研修に来ておられますのは、三カ月ないし六カ月の研修でございます。これは現職のままでございます。長期研修でございます。それから年金制度上の在職期間としては特別の措置はいたしておりません。普通の勤務と同じでございます。

○秋山長造君 自治大学は半年ですが、今のような、半年も一年も大して違ふないのじゃないですか。文部省でただ優遇されたはずだとかいふようなことで投げやりにして、もう少し積極的になつて考へたらどうですか、そういう不都合がありませんか。

○松永忠二君 優遇といふのは一時俸給が上がつたけれども、今あなたのおっしゃる通り、級別推定で、専攻科卒業で、新大になつていないで、その点は非常な不満として出ているのですよ、専攻科の者は、あなたは私の言つたことは、その当時の傾向として専攻科を出たから俸給が上がるというものは、それは一年以上の学校に行つたら俸給が上がつたので、当然の措置で、むしろ今いゝるような点で問題になつたのは、専攻科卒を新大と認めないといふその不満も出てきてゐるが、全然

優遇してゐるというふうなことは……満足してゐることじゃないのだから、今秋山委員が言つたのが実情ですよ。

○説明員(今村武俊君) 給与の体系的の問題で御不満が御ありのことは承知いたしております。しかし、今松永先生もおっしゃつたように、師範の専攻科を出ると、一年よけい勉強したため、優遇されたといふことは、先生もおっしゃつた通り事実であるわけでございます。従つて、その間勤務をしない学校に行つたわけですから、その間を半年間の恩給年限として見ておるあたりが恩給制度としては妥当なところじゃないでしょうかと考へております。

○秋山長造君 じゃ、もう再検討してみるといふつもりはないですか。

○説明員(今村武俊君) 私のところでは、ないつもりでございます。

○秋山長造君 そうあつさり言うてしまわれると、やはりさっきの問題なんかに関連して、どうも今、自治省と文部省を並べて聞いていると、これはもう直接の当事者の文部省の方がまことにあつさりして、むしろ自治省の方が熱を入れて取り組んでくれているような感じを受けるのですけれども、文部省も日教組対策ばかりやらすに、そういう問題とも少し本気で取り組んだらどうですか。この問題は、いづれ全国的に多いですよ。おそろく課長なんから、陳情なんかも来ているのじゃないかと思つたので、すけれども、もう一度何か積極的な線で検討してみようか。

○説明員(今村武俊君) 私も直接の当事者でございます。すだけに、いろいろなこまかな問題を具体的にバランスを

とり、均衡をとり考へております。すに、あるいは結論としては熱のないようなことを申し上げるのかもしれないが、慎重に考へておるつもりでございます。一つは、個人のくせがあるのかもしれないが、文部省としては、大いに熱心に先生方の給与改善あるいは待遇の改善のために努力しておるつもりでございます。その点は個人の不徳のいたすところでございます。

○秋山長造君 そう言つてしまわれると二の句が逃げぬことになるのです。が、ほんとうに今の専攻科の問題、もう一度考へてもらへませんか、どうですか。何とか是正しようという線で検討してもらへませんか、どうですか。

○説明員(今村武俊君) 目下のところ、そういう気持はございませんけれども、秋山先生おっしゃいますので、もう少し足りないところがあるかもしれないから、検討してみたいと思ひます。

○委員長(増原恵吉君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

三月二十三日本委員会に左の案件を付託された

一、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(衆) (予備審査のための付託は三月十七日)

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された

一、中小企業等協同組合及び商工組合に対する地方税免稅措置存続に関する請願(第一〇五五号)(第一一〇五号)

第一一〇五号 昭和三十六年三月十五日受理
中小企業等協同組合及び商工組合に対する地方税免稅措置存続に関する請願
請願者 福井市佐佳枝中町三四
福井県中小企業団体中央会会長 北栄造外二十名

紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第一〇五五号と同じである。

第一〇五五号 昭和三十六年三月十三日受理
中小企業等協同組合及び商工組合に対する地方税免稅措置存続に関する請願
請願者 山口市下堅小路二六二
山口県中小企業団体中央会会長 善長清

紹介議員 江藤 智君
所得倍増計画の完全実施及び貿易自由化の円滑なる遂行のためには、強力な中小企業振興策が不可欠であるので、中小企業振興の基礎となる中小企業等協同組合、商工組合に対しても金融、税制その他あらゆる施策において十分

な助成が行なわれなければならないのに、このたびの地方税法の改正案においては、従来実施されてきた協同組合等に対する事業税及び住民税の免稅措置が廃止される模様であるが、政府が中小企業振興策を逐次充実しつつある現状からみて、これを中小企業者の要請に全く逆行し、とつてい容認し得ないものであるから、すみやかにこれを撤回し、現行の免稅措置を存続するは

もちろん、少なくとも協同組合に比し均衡を失している非出資商工組合に対する地方税を免除するよう善処せられたいとの請願。